

院内がん登録全国集計データ利用規約、今回の改定のポイント

(提案)

1. 拠点病院等と、小児がん診療拠点病院（以下、小児拠点）について明記する。（規約1条）
2. 全国集計にデータを出している、がん診療連携拠点病院以外の病院（都道府県拠点）や小児拠点からも申請可能とする。（規約4条）
3. 成育医療研究センターの役割を規定する。
 - ・小児・AYA（40歳未満）に関する報告書は成育医療研究センターで発行する。（規約3条、運用規則2条5）
 - ・報告書作成および小児AYA世代のがん対策のために40歳未満のデータは審査無しでデータ利用許可をだすことができる。（規約3条、運用規則2条5）
 - ・成育医療研究センターは厚生労働省からの小児AYA関連のデータ集計の問い合わせに対して回答する。
4. データ利用審査委員会は共通とする。（変更無し）
5. 利用資格者を、研究班の班員→がん登録センターの職員とする。（これは実態に合わせ）